

化学物質過敏症に健保

国が初公認

10月病名登録

電子カルテシステムや電子化診療報酬請求書(レセプト)で使われる病名リストに、「化学物質過敏症(CS)」が新たに登録されることが11日分かった。厚生労働省と経済産業省の外郭団体・財団法人医療情報システム開発センター(東京都文京区)が10月1日付で改訂を予定している。国が公式にCSの存在を認めるのは初めて。健康保険扱いの病名はこのリストに連動しており、自己負担が原則だったCS治療に健保が適用される道が開けた。推定約70万人とされる患者救済の大きな一歩となる。

厚生労働省にCSを公認を10月1日に採択予定するよう求めてきた患者団体・シックハウス連絡会(東京都)によると、今年5月、同省からセンターに病名の追加要望をするように勧められたという。6月1日にセンターから連絡があり、「検討の結果、化学物質過敏症

を10月1日に採択予定になった」と伝えられた。CSの原因は複合的で症状もさまざまなるため、厚生労働省はこれまで「医学的に統一した見解が確立されていない」として、健保の適用を原則認めていなかった。病名リスト改訂は年4回あり、同省の依頼で日本医学会が監修。リストに未記載だと事実上健保扱いにならず、医師は本来必要な薬を出せず、CSに起因する別の病名で診療報酬請求を行うケースもあった。患者も1回約2万円の治療費の負担を強いられていた。

化学物質過敏症 極微量の化学物質によって頭痛や倦怠(けんたい)感、呼吸困難、皮膚炎など多様な症状が表れる。体内に蓄積された有機溶剤や農薬、消毒薬などが一定量を超えると発症するといわれる。一度発症すると、多種類の微量な化学物質に反応し、重症者はほとんど外出できず日常生活が困難になる。国立公衆衛生院(現・国立保健医療科学院)の00年の調査によると、シックハウスの重症例を含む化学物質過敏症の成人患者は全国で計70万人とされる。

同省医療課は「病名がリストになればレセプトに記載してはいけないとはならない。ただ、一般的にリストに載っている病名を使う方が審査へも請求しやすい」という。化学物質過敏症支援センター(横浜市)の広田しのぶ事務局長は

「『病名など気のせいだ』と中傷された患者も多く、病名が公式に認められることは長年の要望だった。ほっとしている」と話

した。【穴戸護、田村佳子、河内敏康】CSに詳しい宮田幹夫・北里大名教授の話。CSもようやく市民権を得る。従来はCSの病名をつけて保険請求してもほとんど認められず、患者の自費か、類似病名の診断でどうにか保険適用をしてきた。今後、門戸が狭かった労災認定にもつながることを期待している。